

# 草・剪定枝・竹

## 出せる場所

各地区のごみ集積所 知多南部クリーンセンター(中継施設) 知多南部リサイクルステーション

## 出し方

各地区のごみ集積所  
3 ページ

知多南部クリーンセンター(中継施設)  
5 ページ

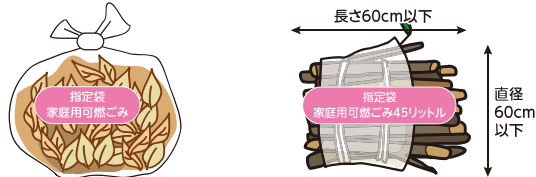
知多南部リサイクルステーション  
8 ページ

『可燃ごみ』として町の指定袋に入れるか 45リットルの町の指定袋1枚を巻き付けて各地区のごみ集積所に出してください。

『可燃ごみ』として知多南部クリーンセンター(中継施設)に直接搬入する場合は、10kgあたり100円の処理手数料がかかります。

『資源ごみ』として知多南部リサイクルステーションに直接搬入する場合は、処理手数料は無料です。

## 各地区のごみ集積所へ出す場合の荷姿



## 知多南部リサイクルステーションへ直接搬入する場合の注意事項



- 「草・葉」「枝・木」「竹・笹」それぞれ分けて搬入してください。混ざった状態では、リサイクルすることができません。また、可燃ごみや缶類などを絶対入れないでください。
- 木を搬入する場合、枝を払ってから搬入してください。
- 知多南部リサイクルステーションに搬入できるものの大きさは、長さ180cm、太さ(断面の直径)15cmまでとなります。
- 野菜類や花類は水分が多く、腐敗しやすいためリサイクルできません。また腐敗により悪臭発生の原因にもなります。可燃ごみとして出してください。
- 植物の種類により、搬入できないものがあります。詳しくは、知多南部衛生組合(☎0569-62-0402)までお問い合わせください。

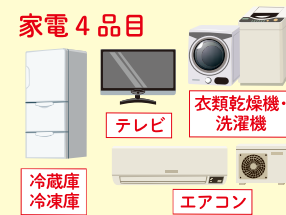
## 搬入できないもの(可燃ごみに出してください。)



## 受入できないもの

★受入できないものの一例となります。処理方法の確認は、知多南部衛生組合または、役場環境課まで

### 家電4品目



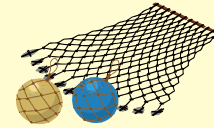
家電リサイクル法の対象物は、家電小売店か、買い替える小売店で処理してください。詳細は、(財)家電製品協会ホームページをご覧ください。



販売店または処理業者などにご相談の上、処理してください。



車の部品・付属品は受入できません。販売店などにご相談ください。



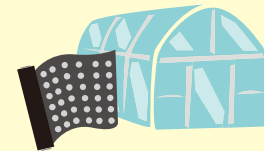
漁業によって生じた産業廃棄物は、受入できません。漁業協同組合や処理業者にご相談ください。



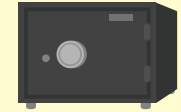
FRP(繊維強化プラスチック)を使用した製品は、受入できません。



パチンコ・スロット台は、家庭向けに整備してあるものも受入できません。



農業によって生じた産業廃棄物は、受入できません。営業センターや処理業者にご相談ください。



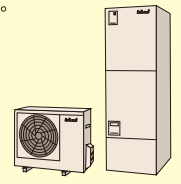
耐火金庫は、処理困難物となり、受入できません。販売店などにご相談ください。



ピアノ線を使用した製品は、処理困難物となり、受入できません。販売店などにご相談ください。



エンジンを搭載した機械類は、受入できません。販売店などにご相談ください。



電気温水器は、受入できません。販売店などにご相談ください。



業者・個人を問わず、建築廃材は受入できません。

## 不法投棄は犯罪です。絶対にしないでください!

- 自分の土地などで不法投棄を見つけた場合は、片付ける前に警察に通報し、役場の環境課に相談してください。
- 通報の有無に関わらず、不法投棄者が特定できない場合、その土地の所有者が不法投棄ごみを処分しなければなりません。※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条【清潔の保持等】  
※通報した場合でも、警察や役場環境課が片付けるわけではありません。